

事務連絡
令和2年8月24日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

9月1日以降における催物の開催制限等について

8月1日以降の催物開催については、令和2年7月23日付け事務連絡により通知したとおり、8月末までは現在の開催制限を維持することとしてきたところであるが、9月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物開催の目安

9月1日以降のイベント開催については、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）に留意すること。また、各都道府県においては、同事務連絡2.（2）①に示した基本的な感染防止策を改めて注意喚起すること。

また、各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。

なお、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。また、10月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

以上

- 「**新しい生活様式**」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、**基本的な感染防止策**の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「**業種別ガイドライン**」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- **イベントの開催制限**については、**当面9月末まで、現在の収容率要件及び人数上限を維持すること**とし、その間においても収束傾向が見られた場合には目安のあり方を検討。
- **各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。**

| 時期 | | 収容率 | 人数上限 |
|-------------------------------|----|-------------------------|--------------|
| 5月25日～ | 屋内 | 50%以内 | 100人 |
| | 屋外 | 十分な間隔 *できれば2m | 200人 |
| 6月19日～ | 屋内 | 50%以内 | 1000人 |
| | 屋外 | 十分な間隔 *できれば2m | 1000人 |
| 7月10日～ | 屋内 | 50%以内 | 5000人 |
| | 屋外 | 十分な間隔 *できれば2m | 5000人 |
| 感染状況を見つつ、 当面9月末まで維持 | 屋内 | 50%以内 | 5000人 |
| | 屋外 | 十分な間隔 *できれば2m | 5000人 |

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。 また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

| 時期 | コンサート等 | | | 展示会等 | | プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small> | | お祭り・野外フェス等 | |
|----------------------------|---|--|---|--|---|--|--|------------|--|
| | 全国的・広域的 | 地域の行事 | | | | | | | |
| 5月25日～ | ○ 【100人又は50%^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意 | ○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | × | ○ | △ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 | | | | |
| 6月19日～ | ○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意 | ○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | × | ○ 【無観客】 (ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理 | × | | | | |
| 7月10日～ | ○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 | ○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | ○ | ○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 | ○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 | | | | |
| 感染状況を見つつ、 当面9月末まで 維持 | ○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 | ○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | ○ | ○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 | × | | | | |

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

「7月10日以降における都道府県の対応について」（抜粋）
（令和2年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進
室長発・都道府県知事及び各府省庁担当課室あて事務連絡）

2. 催物の開催制限

（1）催物開催の目安

- ・ 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人の距離を十分に確保という基準を用いることとする。

ここで、上記の人数要件及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうること留意すること。ただし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

（2）催物の開催にあたっての留意事項

① 基本的な感染防止策の注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、以下の点について改めて注意喚起をすること。

【イベント参加者】

- ・ 発熱等の症状がある者はイベントに参加しないこと。
- ・ イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールすること。
また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・ イベントに参加する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・ イベントに参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること。
- ・ イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避）をとること。

【イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者】

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握

を徹底すること。

- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・ イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。
- ・ その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

② 都道府県との事前相談

令和2年5月25日付け事務連絡3.（2）に示すように、全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）を開催しようとする場合には、「事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切」である。このような事前調整の実効性を担保するため、各都道府県においては、

- ・ 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は
- ・ 収容人数が2,000人を超えるような施設（収容率50%で1,000人超）

の施設管理者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント（以下「全国的又は大規模なイベント」という。）の開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について各都道府県に事前相談をするよう依頼しておくこと。なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とする。

イベント開催について事前相談があった場合には、各都道府県は、地域の感染状況等に応じたイベント開催の方針を伝えるとともに、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止策が実施されることを確認すること。特に、全国的又は大規模なイベントを開催する場合には、参加者の連絡先等を把握するよう強く促すこと。

- イベント主催者等は、以下の基本的な感染防止策の実施を含め、「感染拡大予防ガイドライン」に基づく行動。
- イベント参加者等も、以下の基本的な感染防止策の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動。
- 今後、新たなエビデンス等に基づき、感染防止策やそれに基づくイベント開催要件等を見直し。

(1) ウイルスを持ち込まない

- | | |
|-----------|--|
| スタッフの体調管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフの定期的な検温 ・ 発熱など、体調が悪いスタッフはイベント等への参加を控える |
| 参加者の体調管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の入場時の検温 ・ 発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る（入場を断った際の払い戻し措置の規定） |

(2) 持ち込んでも感染させない

- | | |
|-----------|--|
| マスク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策等に必要な場合を除き、マスクの着用を奨励 ・ 着用していない者がいた場合は注意喚起、必要な場合はマスクを配布 |
| 大声抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 観客等による大声を抑制（演者が大声を発する場合、観客まで一定距離を確保） |
| 手洗い | <ul style="list-style-type: none"> ・ こまめな手洗いの奨励 |
| 消毒 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| 密閉の回避（換気） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| 密集・密接の回避 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場時や休憩時、待合場所等における密集・密接の回避(時間差入退場の工夫等) |
| 飲食の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食のための感染防止策を講じたエリア以外での飲食の制限 |
| 催物前後の行動管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の飲食（打ち上げ）等による感染の注意喚起 |

(3) 感染しても広げない

- | | |
|--------------|---|
| 参加者の連絡先把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制（WEB予約の推奨）、又は入場時に連絡先の把握 |
| 参加者自身による感染把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 接触確認アプリの導入の推奨（特に、参加者の位置が固定されない催物の場合は強く推奨）、（各都道府県等で開発する）QRコード等による登録の推奨 |